

令和2年4月24日
最終更新日 令和2年4月30日

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の
要請を行った施設について（公表）

大阪府では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、大阪府緊急事態措置により、令和2年4月14日から感染の拡大につながるおそれのある府内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。

つきましては、令和2年4月24日時点、同月27日時点及び同月28日時点において、営業を継続している以下の番号1から10の施設について、各日付で、同法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行ったので公表しました。

なお、令和2年4月30日時点で、同要請の対象となったすべての施設の使用停止（休業）を現地で確認しましたので、施設等名称、所在地の掲載情報を削除しております。

番号	施設等名称	所在地	要請の内容	要請の理由	休業確認日時
1			施設の使用停止 (休業)	新型コロナウイルスのまん延防止のため	4月25日午前10時
2					4月25日午前10時
3					4月30日午前10時
4					4月30日午前10時
5					4月30日午前10時
6					4月26日午前11時
7					4月30日午前10時
8					4月30日午前10時
9					4月30日午前10時
10					4月30日午前10時